7 規	大分県規則第二十二号 大分県規則第二十二号		
	大分県規則第二		企 業 司 訓 令労働委員会訓令
月三十一日 関別の一部を改正する規則をここに公布する。 関			監査委員訓令
月三十一日 関			人事委員会訓令
産規則の一部を改正する規則をここに公布する。 ■ <b>則</b>	令和二年三月三十一日		選挙管理委員会訓令
	大分県県有財		教育委員会訓令甲
- 1			議会訓令
	<u> </u>		ルエンザ等
による事務処理規程の一部改正	・三 電子計算機による		職員賠償責任等審議会規程の一部改正
病院局訓令	<u></u>		大分県文書管理規程の一部改正
企業局訓令	<u></u>		大分県部長会議設置規程の一部改正
労働委員会訓令			訓令甲
警察本部訓令	<u></u>		大分県予算規則の一部改正
監査委員訓令	<u></u>		大分県債権管理規則の一部改正
人事委員会訓令	<u></u>		大分県職員宿舎規則の一部改正
選挙管理委員会訓令	<u>-</u>		大分県県有財産規則の一部改正
育委員会訓			規則
議会訓令			
画推	—— 大分県男女共同公	-	
病院局訓令	(	∃ ∃ ∃ ⊢ - F	
企業局訓令	火		ナノブルハサ
警察本部訓令		号外二七)	大け目が形
監査委員訓令		令和二年	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
労働委員会訓令	)		

教育委員会訓令甲 人事委員会訓令

会訓令 令

一年大分県規則第十号)」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

に、	(人尊)	人権尊重・部落差別解消推進課	この規則は、令和二年四月一日から施行する。
			附則
	_		第二条第一号中「監査事務局長」を「監査委員事務局長」に改める。
を	(人同)	人権・同和対策課	大分県予算規則(昭和三十九年大分県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。
	_		大分県規則第二十五号
ĸ	(芸文ス振)	芸術文化スポーツ振興課	大分県知事 広 瀬 勝 貞
			令和二年三月三十一日
	_		大分県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。
を	(ラ推)	ラグビーワールドカップ2019推進課	
	(芸文ス振)	芸術文化スポーツ振興課	この規則は、令和二年四月一日から施行する。
	_		附則
		別表第一中	第十条第三項中「その旨」を「その理由」に改める。
勝貞	知事 広 瀬	大分県知事	第二条第四号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。
		令和二年三月三十一日	大分県債権管理規則(昭和四十年大分県規則第六十号)の一部を次のように改正する。
ように改正する。	第一号)の一部を次のよ	大分県文書管理規程(平成二十一年大分県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。	大分県債権管理規則の一部を改正する規則 大
地方機関	1-1		大分県規則第二十四号
本	-1-		大分県知事 広 瀬 勝 貞
		大分県訓令甲第九号	令和二年三月三十一日 大分
<b>〈</b>	·····	***************************************	大分県債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
		この訓令は、令和二年四月一日から施行する。	
		附則	この規則は、令和二年四月一日から施行する。
	務局長」に改める。	第三条第二項中「監査事務局長」を「監査委員事務局長」に改める。	附則
勝貞	知事 広 瀬	大分県知事	第二条第三号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。
		令和二年三月三十一日	న్ <u>ం</u>
		0	大分県職員宿舎規則(昭和三十九年大分県規則第八十一号)の一部を次のように改正す する。
を次のように改正	令甲第十三号)の一部 <sub>3</sub>	大分県部長会議設置規程(昭和四十六年大分県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正	大分県職員宿舎規則の一部を改正する規則
本			大分県規則第二十三号
		大分県訓令甲第八号	大分県知事 広 瀬 勝 貞
		1	令和二年三月三十一日
			大分県職員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。

ンター及び大分県立美術館)」に改める。	議会事務局		
別表第二の企画振興対策部の項第二号中「及びスポーツ施設」を「(大分県立総合文化セ	地方機関		
「防災局長」に改める。			
別表第一中「監査事務局長」を「監査委員事務局長」に、「防災局防災危機管理監」を			大分県訓令甲第十号
大分県知事 広 瀬 勝 貞	}	***************************************	(
令和二年三月三十一日		令和二年四月一日から施行する。	この訓令は、令和
次のように改正する。			附則
大分県新型インフルエンザ等対策本部規程(平成二十五年大分県訓令甲第一号)の一部を			
病院局		等の文書	
企業局	i d	文書、帳簿	÷
警察本 部	に改める。	左別呼刊に関する往復	浴左別弊
監 査 事 務 局		人権・部落	人権・部
<b>労働委員会事務局</b>			
人事委員会事務局		-	
		簿等の文書	
議会事務局	<u>خ</u>	復文書、帳	
知 事 部 局	•	に関する往	
大分県訓令甲第十一号		人権・同和	人権・同
	1		別表第二中
則	_		
八 監查委員事務局第一課長	に改める。	(在育)	全国育樹 K 推 的 医
第三条第三項第八号を次のように改める。			
第二条第二号中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。	_	_	
大分県知事 広 瀬 勝 貞	を	(森整)	森林整備室
令和二年三月三十一日	- <u>.</u>	_	
する。  職員賠償責任等審議会規程(昭和四十六年大分県訓令甲第九号)の一部を次のように改正	- IÇ	(先端)	先端技術挑戦室
育	٥	-	۔ ٦
查事務	· を	(新産)	新産業振興室
人事委員会事務后			

大分県報号外 (訓令甲)

大分県報号外 (訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人 事委訓令・監査委訓令・労働委訓令・企業局訓令・

病院局訓令)

四

第二号を削り、 対策部の部の福祉保健企画班の項中第十項を削り、第十一号を第十号とし、 に「(大分県立総合文化センター及び大分県立美術館)」を加え、同号の号名を削り、 別表第三の企画振興対策部の部の芸術文化スポーツ振興班の項第一号中「文化施設」 同部のラグビーワールドカップ2019推進班の項を削り、 同班の次に次の 同表の福祉保健 同項 の 下 大分県企業局訓令第三号 大分県病院局訓令第二号 大分県労働委員会訓令第一号

保護・監査指

ように加える。

保護施設等のり患調査及び感染拡大防止に関すること。

五号の次に次の一号を加える 別表第三の商工観光労働対策部の部の商工観光労働企画班の項中第六項を第七項とし、

第

六 義援物資及び見舞物資に関すること。

別表第三の商工観光労働対策部の部の工業振興班の項第一号の号名を削り、 同表の治安対策部の部の生活安全班の項第二号中「及び地域安全協力隊」を削る。 同項第二号を

この訓令は、 令和二年四月一日から施行する。

議訓

院業 局

大分県選挙管理委員会訓令第一号 大分県教育委員会訓令甲第三号

大分県監査委員訓令第四号 大分県人事委員会訓令第一号 大分県議会訓令第一号 大分県訓令甲第十二号

○選挙管理委員会訓令○教育委員会訓令甲○議会会訓令申 企 労働委員会訓令 人事委員会訓令 一 查 委 員訓令

> 大分県教育委員会訓令甲第十号 大分県議会訓令第一号 大分県訓令甲第二十一号 病

平成二十七年大分県人事委員会訓令第一号 大分県選挙管理委員会訓令第一

大分県個人情報の管理に関する規程

大分県企業局訓令第二号 大分県労働委員会訓令第一号 大分県監査委員訓令第一号

大分県病院局訓令第二号

部を次のように改正する。 令和二年三月三十一日

分 分 議 県 県 会 知 議 長 委

大 大

分

大分県人事委員会委員長 大分県選挙管理委員会委員長 石 井 木 久 俊 員 栄 男人文子廣会作貞

天 茂 博

大分県労

働委員

会会長

大分県代表監查委員

首

藤

本 田

津

人事委員会事務局

選挙管理委員会

育

議 教

会

事

務

育 機

関 庁 局

業 局

企

労働委員会事務局

監査

事

務

局

院 局

0)

改める。 大分県議会訓令第二号 大分県訓令甲第十三号 から施行する。 の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 第四十六条 保護責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域について、 を「実地の監査、調査等」に改める。 取扱担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等ができないよう必要な措置を講じる 第九条第一項中「又は」を「及び必要に応じ」に改める。 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の改正規定は、戸籍法 ものとする。 第四十六条を次のように改める。 第三十七条中「から第三項まで」を「、第二項及び第四項」に、 第三十一条第二項中「定期又は」を「定期及び必要に応じ」に改める。 第十五条第三号中「持出し」を「持ち出し」に改める。 第二条第二項第一号中「監査事務局」を「監査委員事務局」に改める。 第三十五条第二項第二号中「持出し」を「持ち出し」に改め、同項第十号中 (取扱区域 則 訓 労働委員会訓令 大 分 県 病 令令 院 局 長 田 「及び」を「並びに」 代 英 「実地調査」 事務 哉 ĸ の一部を次のように改正する。 大分県企業局訓令第四号 大分県監査委員訓令第五号 大分県病院局訓令第三号 大分県警察本部訓令第二十一号 大分県労働委員会訓令第二号 大分県人事委員会訓令第二号 大分県教育委員会訓令甲第四号 大分県男女共同参画推進本部設置規程 令和二年三月三十一日 大 大 分 県 大 大分県労働委員会会長 大分県人事委員会委員長 分 平成十八年 議 県 会 県 知 議 長 事 大分県労働委員会訓令第二号 大分県議会訓令第二号 大分県病院局訓令第八号 大分県警察本部訓令甲第十九号 大分県監査委員訓令第三号 大分県人事委員会訓令第三号 大分県教育委員会訓令甲第十四号 大分県訓令甲第十八号 大分県企業局訓令第五号 深 石 麻 広 田井 生 委 企 教 議 知 労働委員会事務局 人事委員会事務局 査 会 事 察 茂 久 栄 事 員 業 育 事 院 本 務 務

局

局

庁

局

局 局 部

令和二年三月三十一日

大分県報号外 (訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人 令·企業局訓令·病院局訓令) 事委訓令・監査委訓令・労働委訓令・警察本部訓 Ŧi.

人子会作貞

令和二年三月三十一日

令・企業局訓令・病院局訓令)事委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・労働委訓大分県報号外(訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人

六

大分県病院局訓令第四号 大分県労働委員会訓令第三号 大分県警察本部訓令第二十二号 大分県監査委員訓令第六号 大分県選挙管理委員会訓令第二号 大分県議会訓令第三号 大分県訓令甲第十四号 大分県企業局訓令第五号 大分県人事委員会訓令第三号 大分県教育委員会訓令甲第五号 別表第二中 別表第一中 この訓令は、 「監査事務局第一課長」を「監査委員事務局第一課長」に改める。 「監査事務局長\_ 令和二年四月一日から施行する。 )教育委員会訓令 企 労働委員会訓令 選挙管理委員会訓令 人事委員会訓令 || 察本部訓令 院業 を「監査委員事務局長」に改める。 大 大 分県警察本部 分県代表監 分 分 県 令甲 企 病 院 業 查 局 局 委 長 長 長 員 田岡 竹 首 代本迫藤 知 天 宜 博 部 津 哉 男 哉 文 局 を次のように改正する。 電子計算機による事務処理規程 第四条第一項中「監査事務局長」を 令和二年三月三十一日 大 大 大 大 大分県労働委員会会長 大分県代表監查委員 大分県人事委員会委員長 大分県選挙管理委員会委員長 分 分 分 分 県 警 察 分 県 分 昭和四十七年大分県人事委員会訓令第一号 平成十八年 「監査委員事務局長」に改め、 議 県 県 業 院 会 本部 知 局 局 大分県病院局訓令第三号 大分県地方労働委員会訓令第 大分県訓令甲第十一号 大分県企業局訓令第七百十号 大分県警察訓令第十六号 大分県監査委員訓令第一号 大分県選挙管理委員会訓令第 大分県教育委員会訓令第三号 大分県議会訓令第二号 長 長 長 田岡 深 竹首石 麻 田迫藤 井 木 委 同条第三項中 企 選挙管理委員会 労働委員会事務局 議 人事委員会事務局 查 会 茂宜博久俊員栄勝 英 天 事 事 業 育 院 号 務 津 務 0) 局 部 哉男人哉文子廣会作貞 局 局 庁 部

令和二年三月三十一日	この訓令は、令和二年四月一日から施行する。	附則	一の」の下に「規定による」を加える。
大分県報号外(訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選管委訓令・人 七			

令・企業局訓令・病院局訓令)